

令和8年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業の仕様書

1 委託業務名

令和8年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業

2 目的

鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者を確保・育成するため、狩猟初心者等を対象とした人材育成講習会や、これから狩猟免許の取得を考えている若者や女性を対象とした狩猟フィールド体験入門講座を開催するものである。

3 対象地区

香川県内一円

4 業務内容

(1) 共通

①企画、運営管理

事業の目的に沿った講習会を企画し、会場及び附属設備等の借上げ、申込受付、受講決定通知並びに開催当日の運営を行うこと。

②開催当日は設営、受付、教材等の手配から終了後の撤去等まで、一切の業務を行うこと。

③受講者に配布する資料は、事前に県と協議し、作成すること。

④受講希望者数が募集定員を上回った場合は、できる限り受け入れるよう調整するとともに、受講者数を制限する場合は県と協議すること。

⑤受託業務の遂行に必要な経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、受託者がその費用の全額を負担すること。

⑥受講者にアンケートを実施し、効果検証を行うとともに、次回の実施に向けた提案を行うこと。アンケートの内容については事前に県と協議すること。

⑦受託業務の遂行にあたっては、安全対策を十分に講じるとともに、必要に応じて適切な保険に加入すること。

(2) イノシシ捕獲技術講習会の開催

①対象

わな猟免許所持者のうち初心者（令和6年度以降の狩猟免許取得者を想定）、各回20名程度

②内容

- ・関係法令、イノシシの捕獲に必要な基礎知識の解説
- ・県が作成した「イノシシ捕獲技術プログラム Ver. 2」に基づく講義及び実技指導
- ・実施場所は、事前に県と協議し、目的達成効果が高いと思われる場所を選定すること。
- ・実施回数は、計4回実施すること。

③上記の内容を各回4時間（講義1時間＋実習3時間）程度で実施すること。

(3) 捕獲個体解体技術講習会の開催（自家消費を前提としたもの）

①対象

狩猟免許所持者のうち解体初心者（令和2年度以降の狩猟免許取得者を想定）で捕獲個体の食肉利用に興味がある者、30名程度

②内容

- ・関係法令、食肉衛生上の基礎知識の解説
- ・県が作成した「自家消費のためのイノシシ・ニホンジカ解体技術プログラム Ver. 1」に基づく講義及びイノシシの解体実習
- ・実施場所は、事前に県と協議し、目的達成効果が高いと思われる場所を選定すること。
- ・実施回数は、1回実施すること。

③上記の内容を3時間程度で実施すること。

(4) 狩猟フィールド体験入門講座の開催

①対象

狩猟に関心がある者又はこれから狩猟免許の取得を考えている者、各回 20 名程度

②内容

- ・ 狩猟免許取得から狩猟を行うまでの流れの解説
- ・ 獣道の見わけ方やわな設置等の狩猟疑似体験
- ・ ジビエ料理の試食（受講意欲をかきたてるものとする。）
- ・ 実施場所は、事前に県と協議し、目的達成効果が高いと思われる場所を選定すること。
- ・ 実施回数は、計 2 回実施すること。

③上記の内容を各回 4 時間程度で実施すること。

5 実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

6 実績報告

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書（紙媒体 2 部、電子記録媒体（CD-ROM） 2 部）
 - ・ 全体の事業概要
 - ・ 事業の成果物（アンケート集計結果、配布資料等）
- (2) 記録写真一式（紙媒体 2 部、電子記録媒体（CD-ROM） 2 部）

7 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施における疑義及び本書に定めがない事項が生じた場合は、県と協議の上定める。
- (2) 本業務実施に関する準備、設営、進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行う。
- (3) 本業務の実施に係る一切の費用は委託料に含むものとする。